東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正(大都市近郊区間の拡大等に伴う改正)	
現行	改正
(前略)	(前略)
(乗車券の有効期間)	(乗車券の有効期間)
第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。	第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。
(1) 普通乗車券	(1) 普通乗車券
イー片道乗車券	イー片道乗車券
(イ) 一般の場合	(イ) 一般の場合
(中略)	(中略)
(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、こ	(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、こ
の区間に接続する連絡会社線との場合	の区間に接続する連絡会社線との場合
東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、こ	東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、こ
の区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有	の区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有
効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。	効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。
a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡	a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡
会社線	会社線
秩父鉄道株式会社線	秩父鉄道株式会社線
わたらせ渓谷鐵道株式会社線	わたらせ渓谷鐵道株式会社線
ひたちなか海浜鉄道株式会社線	ひたちなか海浜鉄道株式会社線
関東鉄道株式会社線	関東鉄道株式会社線
真岡鐵道株式会社線	真岡鐵道株式会社線
銚子電気鉄道株式会社線	銚子電気鉄道株式会社線
鹿島臨海鉄道株式会社線	鹿島臨海鉄道株式会社線
小湊鉄道株式会社線	小湊鉄道株式会社線
東葉高速鉄道株式会社線	東葉高速鉄道株式会社線
新京成電鉄株式会社線	新京成電鉄株式会社線
東武鉄道株式会社線	東武鉄道株式会社線
京成電鉄株式会社線	京成電鉄株式会社線
西武鉄道株式会社線	西武鉄道株式会社線

東京地下鉄株式会社線

東京地下鉄株式会社線

現行	改 正
東京臨海高速鉄道株式会社線	東京臨海高速鉄道株式会社線
東京モノレール株式会社線	東京モノレール株式会社線
小田急電鉄株式会社線	小田急電鉄株式会社線
京王電鉄株式会社線	京王電鉄株式会社線
東急電鉄株式会社線	東急電鉄株式会社線
京浜急行電鉄株式会社線	京浜急行電鉄株式会社線
相模鉄道株式会社線	相模鉄道株式会社線
株式会社小田急箱根線	株式会社小田急箱根線
伊豆急行株式会社線	伊豆急行株式会社線
富士山麓電気鉄道株式会社線	富士山麓電気鉄道株式会社線
アルピコ交通株式会社線	アルピコ交通株式会社線
	しなの鉄道株式会社線
伊豆箱根鉄道株式会社線	伊豆箱根鉄道株式会社線
(中略)	(中略)
(乗車変更の取扱範囲)	(乗車変更の取扱範囲)
第89条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取	第89条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取
り扱う。ただし、 <u>次条</u> に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限	り扱う。ただし、 <mark>第90条</mark> に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、
しない。	制限しない。
(以下略)	(以下略)

附則

この通達は、令和7年3月15日から施行する。ただし、第89条に係る改正は令和6年10月1日から適用する。